

共同住宅の耐震化補助制度のご案内

岡崎市では非木造の共同住宅の耐震診断費、耐震改修設計費、耐震改修工事費の一部を予算の範囲内で補助します。

補助の対象

- ◆ 用途：非木造の共同住宅
- ◆ 建築時期：昭和56年5月以前の着工

補助の内容

耐震診断費 上限120万円

- ◇ 補助額：診断に要する費用と下表の基準額のいずれか少ない額の2/3以内
- ◇ **建築士事務所登録のある建築士**（建築士法第3条に規定する規模は一級建築士）が行い、地震に対し安全な構造であると診断されたものは市が定める第三者機関で判定を受けてください。

【基準額表】

延べ床面積区分	基準額
面積 1,000 m ² 以内の部分	面積に 1 m ² 当たり 3, 670円を乗じて得た額
面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分	面積に 1 m ² 当たり 1, 570円を乗じて得た額
面積 2,000 m ² を超える部分	面積に 1 m ² 当たり 1, 050円を乗じて得た額

改修設計費 上限250万円

- ◇ 補助額：設計に要する費用の2/3 かつ 1棟あたりの戸数×10万円以内
- ◇ **建築士事務所登録のある建築士**（建築士法第3条に規定する規模は一級建築士）が設計し、市が定める第三者機関で計画評定等を受けてください。

改修工事費 上限1000万円

- ◇ 補助額：耐震改修工事費(※)の23% かつ 1棟あたりの戸数×90万円以内
- ※ 耐震改修工事費：耐震性能を向上させるための躯体補強工事費等で、補強を行うための解体復旧費等を含む
 - ・マンション(3階かつ1,000m²以上)・・・51,700円/m²以内
 - ・上記以外・・・39,900円/m²以内
- ◇ 市が定める第三者機関で計画評定等を受けた設計に従い、改修工事（原則設計者が工事監理）を行ってください。なお、前年9月の第2金曜日までに事前相談書が提出されている必要があります。

受付期間

- ◆ 診断・設計費補助 令和7年4月1日（火）～ 令和7年10月31日（金）
 - ◆ 工事費補助 令和7年度は事前相談書のみ受付（改修前年の9月第2金曜日まで）
- ※ 完了報告書は令和8年2月6日（金）までに提出してください。

留意事項

- ◎ 診断には建築時の図面が必要です。
- ◎ 診断・設計・工事 請負契約前（診断・設計・工事 着手前）に補助金申請を行い補助金交付決定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。
- ◎ 事前に診断・設計・工事に着手している場合は補助金を交付することができません。
- ◎ 令和7年4月以降の工事は建築確認手続きの対象となる可能性がありますので、補助金申請の際には手続きの必要性の確認をお願いします。

【共同住宅耐震化補助の流れ】

<申請者>

<岡崎市>

